

大正時代の新町娼妓

小田 忠

一 新町の形成

『大阪市史第五』によると、新町の始りは、太閤様より天正十三年三月に御赦免になった遊所、元和二年二月に大阪で町割りをすると同時に瓢箪町、佐渡嶋町は寛永の頃上博労町より来た。吉原町は正保慶安の間に天満吉原町より引つ越し、新堀町・新京橋町は元和から寛永の頃阿波座堀阿波座町より引つ越す、佐渡屋町は佐渡屋忠兵衛が申請して開けたが九軒町は不明。瓢箪町の由来は、太閤様より〈御馬印千成ひさこ大馬印〉を立てたことによる。これらの名前を合わせて新町と唱えた。⁽¹⁾

佐古慶三『大阪町名考』⁽²⁾では、

佐渡島町は佐渡島勘右衛門移住し来り開きし傾城町である。九軒町は玉造九軒茶屋の移住。揚屋斗り存せしかば揚屋町の異名。新堀は安治川の旧名。其南岸には脂粉女多く船員舸子を對ふ。他の岡場所と違ひ歌妓と娼婦を兼ね。

新町は元和、寛永の頃宮家の勧誘に依りて、市内に散在せる遊里此地に集る。先づ蘆葦を刈り田圃を拓きて新に町を作る。

『浪花遊里風俗篇』⁽³⁾でも同様な記述になっている。「大阪町鑑」に新町の印を見ると、九軒町・吉原町・新堀町・新京橋町は○印（北組）、佐渡屋町・佐渡嶋町・瓢箪町は△（南組）印になっている。

二 新町の諸相

新町細見として、『つましるし』があり、新町の風景は『摂津名所図会』に描かれ、狂歌でも新町が取扱われている。維新後、新町を取り囲む環境がかわり貸座敷業として延命するが、これは明治初年の法令に従わなければならない。明治・大正・昭和と生き抜いた新町の関係者の座談会もある。これらのこまごまとした史料でしか新町の諸相を抽出することはできない。吉原にも似たような要素があり、吉原も歴史的には四期に分けられるが、実態は吉原を一つとして描いている。

それでも吉原の四季を知るには「青楼年中行事」があり、吉原の一日を描いた「吉原十二時」がある。しかも狂歌が数百首付いている。残念ながら新町にはこのような史料は少ない。ただ吉原も新町も公許であった点から、太夫の芸は古来からの遊女の〈接待としての系譜〉を引きずっている。

新町遊廓と廓外との通路は瓢箪町の西端に一ヶ所しかなかったが、明暦三年（一六五七）に東端にも設置し、東西の両大門が一本につながった。門内の番所には突棒・刺又・十手などが並べてあり、何が起ころうとも対応できるように警戒している。

しかし、享保九年の大火災後は廃止になった。寛文六年十二月八日の出火は、同日戌ノ刻より翌日巳ノ刻まで、実に百四十二町八千五百二十七軒に及び、全市の四分の一を焼いた。この大惨事の教訓として

廓内に五ヶ所の非常用の門を設け、通称〈蛤門〉と呼ばれている。この意味は、焼けば開くとの意味だが、大阪人の洒落ツ気がよくでている。もう一つは町奉行所より夜店の禁止を受け、遊客を廓内に入れるのは早朝からで、暮六ツ時前に追出すことになった。

新町廓は周囲に溝渠をめぐらし他町と区別し、亥ノ上刻を門限とし、門限になると太鼓で瓢箪町から順番に廓中諸町に廻報する。門限の時刻もいつしか緩んで子ノ上刻となった。

所用があつて往来する者は昼夜出入りを許されたとしても、これらに紛れて入り込んだ遊客を発見したら、年寄・揚屋・五人組はその罪から逃れる事ができない。

延宝四年になり、毎年三月朔日より十月末日までの夜店が許可された。その後、三月朔日が改まり正月元日となり、更に享保年間には、十一月十二月も許可された。

大阪で傾城町と云われるのは新町に限られている。〈傾城〉と呼び〈遊女〉と称されるのは、新町の揚屋の抱女に限られている。しかしながら、これ以外に茶屋に茶立女がいて、風呂屋に髪洗女がいる。これらの女性は、遊女とは呼ばれないが同じ事をしている。

町人の衣食住に関わる制限は第一期に見え、遊女といえども刺繍・鹿の子・金入の美服を纏うのを禁じられ、茶立女、髪洗女は木綿の外着用は認められなかった。

元禄十年（一六九七）の新町界限の様子は、新町橋より東に、順慶町筋心斎橋まで三町あり、この間は、酉ノ刻より亥ノ下刻まで往来の

人は絶えず、新町橋より西を見れば、床髪結・辻八卦・銭屋・鬻付店・葉煙草屋等が南北に立ち並び、また、東西の大門には、瓢箪・佐渡島・新京橋・新堀・葭原の五町より十三人の役人を出し、交代で間違いが起きないように警戒している。元禄十年の揚屋二十八軒、茶屋四十九軒、太夫引舟各二十九人、天神五十四人、鹿子位四十四人、局女郎六百六十七人がいたと云う。

大阪では官許の遊女町は新町に限られている。その他は隠売女で、茶立女・髪洗女の名を以て揚屋遊女に等しき営みをしていた。この女より下のランクでは、〈惣嫁〉〈白ゆもじ〉と称し、この女共は町々に放逐を命じた。しかし、茶屋・風呂屋については、歴史もあり、しかも、三郷古町・新地・請負地・町続・在領と範圍が広いため簡単に改革ができず、天保十三年（一八四二）八月に先ず、彼らに転業を促し、その期限を来年正月に定めた。

抱女を傾城町に住み替えさせてもよし、自ら傾城町の人別に加わり遊女屋業を営んで勝手次第としたが、同年の冬になつてもすすまず仕方なく延期願ひを出しても受納しなかつた。もし、見かけだけの転業で煮売屋料理屋の名義にて曖昧な婦女を抱えていれば、その罪は家主町役人に及ぶことになる。

結局うまくいかず、新堀・曾根崎新地・道頓堀の三ヶ所に飯盛女附旅籠屋を許可し、曖昧なる婦女を抱え置かないこととした。天保十四年（一八四三）十月に道頓堀は、芝居町だから立慶町・吉左衛門町・元伏見坂町・難波新地一丁目の旅籠屋を禁じ、芝居茶屋に転業するの

を許し、芝居茶屋以外に芝居見物席の直取引を行うのを禁じた。旅籠屋を泊茶屋、抱女を飯焼女と称し泊茶屋の数を減らさず飯焼女の総人員を定めた。

新堀は百三十二人曾根崎新地四百三十一人道頓堀八百一人とし、飯焼女に華美な服装をさせ、外泊は禁じた。幕末まで禁令が出た所、表口に宿屋渡世の看板を掲げ、内実は泊茶屋同前の業を営み、隠売女の小宿をなす者もいた。

明治に入り貸座敷業と名を変えて営業をしている。『商工技芸浪華の魁』によると、

〔西区の部〕

席貸業 北堀江下通二丁目 熊野屋事熊谷いと、席貸業 松島中丁
一丁目 大瀧事本澤重右衛門、席貸業 新町南通一丁目 河条楼事大
林長次郎、席貸業 新町南通二丁目 小山長蔵、席貸業 北堀江下通
二丁目 山形屋、席貸業 北堀江下通二丁目 井筒屋、席貸業 北堀
江上通二丁目 木谷、席貸業 北堀江下通三丁目 油屋事丹羽宗次
郎、席貸業 新町通二丁目 木ノ本楼事黒田槌太郎、席貸業 北堀
江下通三丁目 江島常七、席貸業 北堀江下通三丁目 京げ□、席貸
業 北堀江下通二丁目 紀ノ佐事岡村佐兵衛、席貸業 北堀江下通三
丁目 まる佐、席貸業 松島中ノ丁二丁目 甲子楼事咲田菊松、席貸
業 新町北通二丁目 吉田楼事木村喜右衛門、席貸業 北堀江下通二
丁目 若島屋、席貸業 新町南通二丁目 茨木楼事長井四郎三郎、席
貸業 北堀江上通二丁目 竹ひさ、席貸業 新町南通二丁目 木原茂

兵衛、席貸業 新町北通二丁目 神崎楼事堀田清右衛門、席貸業 新町通二丁目 米田谷蔵、席貸業 松島中ノ丁一丁目 木本與三郎、席貸業 松島中ノ丁一丁目 奥村卯之松

〔南区の部〕

いけ吉 難波新地中筋東、富田屋 道頓堀戎橋北詰、菊寿りき 難波新地二番丁、大橋 難波新地九郎右衛門町、大鶴 難波新地中筋、三栄事清水亀吉 難波新地一番丁、玉虎事中林由松 難波新地一番丁、宮川與三郎 難波新地一番丁、竹葉屋 難波新地中筋、竹島 難波新地中筋東、大七 難波新地九郎右衛門町、備前屋事野崎弥兵衛 難波新地一番丁、川てん 事難波新地二番丁、松力日本橋北詰

『大坂穴探』⁽⁷⁾は明治十七年(一八八四)に発行され、明治初期の新町の様子が窺つことができる。

江戸期に太夫・天神と呼ばれていた号がなくなり、マンタ・囲と なった。艶美なる品格も落ちた。マンタは上等娼妓で囲を下等娼妓に分けられ、囲も赤襟・若中詰・中詰・前帯に分かれる。マンタの見かけは、帯をぐるぐる巻きにして、大道白尻を隠すが、囲は芸妓の風で見た感じは悪くない。マンタの線香代一本が十二錢五厘で、客から聘されれば、送込み二本となり、一夜となると一本を追加する。囲は線香代一本が六錢で、送込み五本となる。

客がマンタ茶屋で遊び囲を呼ぶことはできるが、囲茶屋で遊ぶものはマンタを呼ぶことができない。囲茶屋の芸妓がマンタ茶屋の招きに応ずる事ができるが、逆にマンタ茶屋の芸妓が囲茶屋にはでれない。

マンタ・芸妓を相手にするのは、中以上の人物、囲を相手にするのは書生などのお金に限りがあるもの。

マンタの生活を『上方28号』⁽⁸⁾より紹介する。この引用文は九軒の吉田屋において〈新町廓座談会〉を開き、出席者は南木他十一名だが、四名を除いた七名は新町関係者で、その顔ぶれは、吉田屋主人木村喜左衛門、同令息木村喜行、同主人令姉木村よし、元新町住人森川権兵衛、元新町茶屋主人井葉野華兄、元新町住長門太夫孫樋口清三、元太夫附禿老妓亀吉、元幫間叶丸中島鶴松など、そうそうたるメンバーの話によると、マンタの姿で頭髪は大島田、飯漿をつけ、襦袢を着て座敷に出る。当時のマンタの勢力について、幫間仲間は礼儀としてマンタを追い抜く事はしなかった。マンタは明治三十年頃まで存在していた、とのこと。

また、「かしの式」は、客が見えるとお茶屋のおちよばさんが店に走ります。店であいている「マンタ」をみんな茶屋に行かせ、禿は「マンタ」の小道具入れを持参するのが仕事になっている。客は「マンタ」の源氏名を控え、気に入れば△印をつけ、気に入らなければ別な妓を呼べる。気に入ればお茶屋から店に伝え、禿は仲居さんの所へ行き、自分持ちの「マンタ」の客になる人の名を尋ね、「マンタ」に知らせる。「マンタ」は自分の客と決まった人の後ろへ座り盃事をするが、盃事の世話は芸妓の役になっている。

盃が済めば「マンタ」は別部屋へ行き、禿は枕箱を持って部屋を取りに行く。この時誰でも良い部屋を取りたいから、競争する。部屋が

きまると、煙草盆を置き、客を案内し、ぶツを出す。「マンタ」は着替えをすませて寝間に入る。禿は暫くして「お帰りですか、お泊まりですか」と尋ね、どちらにしても帳場へ伝える。行灯に油を入れ、煙草盆に火を入れ、客の注文により酒や菓子運び、用事がなくなつてから「もう仕舞つて、帰なしてもらひます」と言つて店に帰る。そして泊まり客には朝迎えに行く。

三 娼妓を取り巻く経済環境

遊女に対して一つのイメージが形成されている。遊女は薄幸で家族の犠牲者になつている。事實はその通りで、遊女の本なり、テレビドラマの遊女の生活は苦しく、読者・視聴者の涙を誘つている。遊女が薄幸である理由のひとつは、十一才から十三才くらいで、廓に年季奉公に出る。まだ、初潮を迎えていない彼女の仕事は、店の雑用に使われ、子守・掃除・使い走りなどである。店にとつて稼がない彼女には、食事代がかさむだけである。このような状況でいくら勉強が好きでも、学校など行かせてもらえないところではない。

結果として教養を持たないし、廓という小さな枠組みの中で遊女や遣手、女将・楼主達が廓の生活史を身を持って語り、彼女はそのまま受け入れる。受け入れなければ廓での仕事ができないからである。

別な理由として、家族の犠牲者という立場がある。農業であれ商家であつても、〈営み〉の範囲で云つと、お金が必要となり、親が借金

をし、借金返済のために娘を売ることにした。前借金をされ廓で働き、早く借金を減らして娼婆で暮らしたい思いで生活をしている中、本人に内緒で親が、田畑の購入目的か、また、小さな家屋の建築や幼い弟妹の教育のための借金をする。悲劇なのは、月末に楼主からその事実を知らされた事である。我が娘を廓に売る行為は、どここの村落でもあつたことである。倫理よりも生活が優先するのは、現実の姿として認識せざるを得ない。

遊女は、金で縛られているだけでなく、廓の生活でも縛られている。竹内智恵子は昭和を中心に、場所は北の都である会津の廓で働いていた遊女からの聞き取り調査を元に『鬼追い』⁽⁹⁾ 『鬼灯火の実は赤いよ』⁽¹⁰⁾ 『娼婆恋とり』⁽¹¹⁾ などの著書を著わした。これらの本の特徴は、遊女の気持ちや日常の遊女姿、廓の内容、女将や遣り手の姿も手にとるようにわかる。そして、遊女同士の姿も興味深かった。遊女の日常の史料が欠けている中で、これらの聞き取り調査自体が困窮極まり、辛く、辛抱強い精神と身体からできあがつている。現実の遊女の姿を再構築する一級の資料から主な記事を引用する。

駈一 『鬼追い』

喜佐のかげろうの様な生毛のお秘所に、容赦なく忍棒が突き込まれた。が、最初の客で暴れぬために、忍棒は、ほんのお秘所の中二寸程で止められる。

幼い遊女には、特に遣り手が前日その忍棒を突き込み、当日動転したり、客が失敗に終わるほど暴れるのを防ぐための儀式で

あつた。

〔註〕忍棒は桐の中の木で出来た男性の縁起。その上に小夜ぎぬをかぶせ、初めての娘が客を取る前に、その感覚を知るために行なわれた遊廓での一つの儀式であり、これは、某廓では初代女将が上方あたりで得た知識を取り入れたらしいと、遣り手だった人と、語ってくれた三人の昔遊女の話である。

忍棒は遊女に成るための教育と云つていい、客に不快感を与えず、〈商品〉としての遊女誕生を考えている。

騾² 『鬼追い』

客どりの夜、むきみ玉子は禁止。衣装の袖は通したまんま、細ひもは、前で解けるようにはせずに、背の方で交差してはさみこむ、背に結び目は、痛うござんすからネ。

遊女の食事で臭う食べ物は禁止している。

騾³ 『鬼灯火の実は赤いよ』

おばやんの騾で、暇みちや足指開くクンネンやら、指で枕紙はさむケイコなどして、足指に力ばつけ、足の親指と人指し指でキセルをはさみ、煙草すうクンネンもしましたよ、ウンニヤ、相手さまに吸わせるんださネ。

それも おあそびの一つ芸。

なんも出来ぬお人にな、そんなお慰めが、とてもエロツぽうて、たまさか、足指のキセル持ち上げる奥の院が、チラと拜めたりもするで、喜びなはつてー。

あの世界は、お秘所だけじゃのうて、軽業の芸も持つとると、

お稼ぎ上手であつたのよねえ。

遊女は茶・花・短歌・三味線・物語など豊かな教養を身につけ、接客していた。たとえ、教養がなくても、客が喜ぶ芸を身に付けていると、客が沢山つくことにつながる。

騾⁴ 『娑婆恋とり』

思い出したサ、とつても嫌なことだつたわネ。見世に出て何日目やつたか、私の下駄が影も形も見えんくなつて、あちこち心あたりの場所を探して見たさネ、どこにも見当らなかつて泣きそげになつた。

余程つろう思った妓は、裸足で外に飛び出たが、まずは、どの妓も自分の下駄を探すんやト。逃げたとして、すぐ外の常番の男衆につかまるんやけど、一度は逃げ出そ、思つんだヨ。

裏から回つて常番の男衆に目くばせしてネ。それで、掴まえられ、ちいつと折檻され、そこで初めて廓妓のさだめを知り、廓の掟も身に痛みの折檻で覚えこむ。

廓ならではの教育で、先ほどの忍棒と同じで、体で覚えさせる。厳しい環境の廓では、〈折檻〉でないと通用しない。

日常¹ 『鬼追い』

他人の幸せを喜ぶなんて、出来ぬこと。自分ながら厭になる女郎根性。妹を見返すには、金しかない。そう思つて稼ぎ出した。世辞も言える様になり、めぐりの日だとして名指しが有れば澄まし

て出た。遣り手に習った薄絹でめぐりで出るものをおさえこんで。時に、薄絹が取れずに医者に走った事もある。

〈めぐり〉の日が月五日あれば、年に二ヶ月休むことになる。借金の返済が遅れることになる。一日でも早く娑婆に出たい彼女は無理を重ねて働くことになる。

日常2 『鬼追い』

一番深い傷、そうさねえ、妹の嫁入りだ言うて母さが金借りに来た時かいい、姉のお下働きの涙の金が、いっぱいしの男の女房になれる妹の祝い金だと思つた時、「何で私ばかりお股開きで送りせんならんのか、妹にも同じ事させりゃ良い」

母さに言いたかつたがグンとこらえた。その分、心に傷がギイとついた。体全部、痛かつたヨ。

それから四年目。私の知らぬ所で、また母さが借金、月じめに女将さんから聞かされザクツ。六年年季が三年、二年次々ふえる。

何気ない日常では仲良しの姉妹だし、揉め事があつても小さな喧嘩で治まる。しかし、妹の幸福の為に、どうして私の不幸が続くのか。

この姉には〈愛〉がない。当然である、

自己意識によつて廓行きを決定したのではなく、自分の意識ではなく、親に売られたからである。

日常3 『鬼灯火の実は赤いよ』

仲間同士、憎しみ合つたことある。客は取られて、お稼ぎ減つ

て、恨むよ。裏庭のおこんさの社の下に穴あ掘つて、憎げな妓の名を書いた紙、埋めるんさネ。上から、足で、ドンドン踏んつぶして、「憎げ憎げ、おん妓憎や」口の中で三回となえて七日の行するんだがネ、心の中の憎しみ、みんな両の足に落としてや。わだし、やつたがネ。穴あ掘つたれば、誰かの埋めた紙、土ほろけになつて出て来たがいネ。人の目に触れらば、効きめナシがヨ。お銭払いの良か客取られりや我が身に響くよつて、必死だわいネ。

生活に選択枝もなく、体を張つたぎりぎりの生活者がとる態度だと思える。

日常4 『鬼灯火の実は赤いよ』

私は売られ娘でも売られるまでは豊かな暮らしでした。廓に来てついと親の暮らしの良か時代の事を言いました。次の日から仲間はずれです。私には分かりませんでした。廓では貧しい親の事は皆平気で話し合っていました。私だとて貧しさのため売られたのですが、少々良い時代のあつた事が、仲間には許せぬ自慢話に聞こえたのだそつでした。

多くは思春期や青春期に売られた年を思えば、自分を振り返る時間ももてないし、精神形成をしていく中で、考える時間と行動する自由な時間を持てなかつた事が、相手の話を聞く余裕を保持することができなかつた。

日常5 『娑婆恋とり』

大門外に出て三十年。売られ娘以前のシロトになったと嬉しくありましたが、娑婆の女達は地獄の鬼でありました。要らぬ探りを入れ、大門なかの妓のなれの果てやと言ひ触らして、その町に居れなくなりました。

一日も早く抜け出たいと願うた廓時代、血の小便で生きたウブイ十六、七の娘時代、売られ娘が、売った親を恨まず父や母が恋しいて泣いたあの頃、一夜に四人、五人のお下働きで慣れぬ体は、陽の登る頃には血の小便が出たもんでございます。それとて、一日も早く家に帰ろう思つて、無理も承知でお稼ぎしたこと。

どこの町に行こうか、悲しい心細い気持になつた日、昔の姉女郎に道でバツタリ、まあその嬉しくありましたこと、地獄で仏という言葉びつたりの私の喜び。姉女郎に従うてその家に訪ひ、涙が無うなるほど泣きました、口惜し涙、嬉し涙、みな一緒くたの涙でござます。その近くに家移りしてから私の娑婆人のシロトのはじまりになりました。

思春期や青春期の頃に廓に来て、籠の鳥になつたことが、社会について、自己の洞察を持つことなく、教養もなく朽ち果てる姿が現実だとわかつた。まだまだ、社会は貧者や何もない人達にとって敵しい。

芸1 『鬼追い』

哀れ、哀れで、自分を哀れ思つ暇なく生きて来てしまつたわね。三味の筋が良いと仕込まれましたわね。滅びた村頭のじつち

の私に残してくれた三味の血筋なんではよかぬえ。

廓で何か一ツ芸が有れば他の姑よりは鼻が高く、それで女将さんには重宝がられました。

一つの芸が身を助けた例である。

借金1 『鬼追い』

昭和二十五年、おそ春。

めんこい子が岩手年から来ましたのや。一年年季一万円で、五年約束五万円。

「なんの、一年、米五俵弱の値段ですよ」

その他、汽車賃、世話人礼と衣装、布団その他、理由づけがナシジャラカンジャラで、六万二千円の借財。

遊女で嫁入りなど、千人に三人も居らぬその千三ツの一人でしたのよ。

廓に売られた悲話は、いくらでもあるが〇・三パーセントを射止めた遊女もいる。

借金2 『鬼追い』

ようやく十七年終えて、廓を出ようとした時、田を売る人が居るので買いたいと金の無心に弟が来た、腹あ立つたね。八年の約束が十三年、そして四年追加。自分の体のこと考え、あとは自分で自由に生きてみたいと思つたときのこと。

一反歩一万円だといふんさな。まとめて無理やつたら月払いでもいいと抜かした弟みて口惜しくなつたね。

四年の追借金は、嫁とりと親の葬式の時、暇賣つて村に帰つて葬式に出ようと思つたら、葬式の日取りを一日おそく教えおつた。地味な姿りして村に行つたら、前の日に葬式終えて、親は土の中、怒つたネ。

売られた金で嫁を買つたための費用や田畑購入代の借金は遊女にはこたえる。自由になれない腹立ちさや、姉のことを考えない無神経な弟に怒りを感じていた。親の葬式代を借金し、故郷に帰ると葬式は終わっていた。弟は姉の姿を村人に見せなくなかつた。

家族の立場Ⅰ 『鬼追い』

「姉さが来ると村の衆の口うるさい思うて、人の集まる時には来て貰いとうなかつた」と。都合の良い時だけ人を頼つて、私の様な身分の者が居るのは恥だといふんかい。怒つて墓にも参らず帰つて来た。

娘を売らなければならぬ家は、一口に言うとな金が無い。村人はそのような事情をよく知つていて、金のなかつた家が娘を売つて、村人達と対等に付合うことに面白くないだけである。そこに金の成る木の姉は余計な事をしたのである。

家族の立場Ⅱ 『娑婆恋とり』

昔遊女であつた事を哀しいとは思つが恥じては居らんヨ。無事平穩な娘時代を過ごせなんだ事はとっても哀しいとは思つとるヨ。分けの身分になつた時、帰る在所や兄弟に拒まれた事も哀しいと思つたヨ。「女郎が辻」で泣くだけ泣いて、平氣な顔して

もどり廓女になつた日、あの照り降り橋を渡る時、もう二度と拒む所にや帰らんと心決めしたその時が、いっとう哀しかったよネ。みんな一度はそうして泣いて、もどり廓女になつたんだヨ、それから強うなつて、今日まで生きて来たと思つヨ。

思春期や青春期もなく、原点が存在しても帰れないこと、兄弟から色々な面で拒否された事実には彼女は激怒したが、それなら廓に住むほうが遊女と陰口を云われなければ幸福だと思つている。

善意Ⅰ 『鬼追い』

先代住職は、廓を出た妓に、寺前の小店の商いをすすめた。

一度本堂に収められた線香やろうそくは、住職の知恵で小店に逆もどりして、また寺参りの客の手に渡る。

売り上げで小店の女は、一人生きる以上のお錢が入り、その日暮らすには不自由なく過せた。

年季があげ廓を出る日の近くなつた頃、妓は何の手職も持たず、どう生きれば良いかと顔色蒼く氣病みして居た時、先代住職が、その妓のために知恵を働かせた仕事であつた。

先代の住職は知恵のある優れた人だつたよつである。接客で身についた挨拶はできるだろうから、それに客との話もできるから、遊女上がりにとつて申し分のない仕事といえる。

検体Ⅰ 『娑婆恋とり』

先生が、棒のような先に多分綿やと思つたのですが、そのついた物で、お秘所の中、グルリと拭きとります、ソレが調べると分

かるんだそうです。そのあと、両足つけ根のグリグリを、手で触れて、腹のあたりを、グイと押して、ハイヨシ、と台をおります。

妓達はみな素人女の看護婦には、心の中で屈辱を覚え、それが何とも一番厭で情けのうてなりませんでした。

同姓から見られるのが屈辱だと云える彼女は、〈接客〉時は割り切れても、他の行為には耐えられない姿が普通の娘と何ら変わらないことを証明している。

小間物 1 『娑婆恋とり』

小間物屋の父さんにこそつと注文したヨ。「まっかいバツクリで、口をしめるときに、口金がパキンとオトのするがんを探してけらい」って。

この話しも同世代の娘なら同じ思い、共感するだろうし、子供の心が乙女心を披瀝している。

廓ざれうた 1 『娑婆恋とり』

廓女の怖いもん 一に鬼追い 二に罰金 三は親メで四は遣り手 五オはお茶引き姉遊女 六は甚助タコ坊主 七に呉服屋 八検体 九は苦界鳥猫怖や 十は鳥屋行き腐れ鰻

このような話しは廓ごとにある筈である。怖い順番や内容も少し変化するが、どの廓に行っても共通なのが〈一に鬼追い〉である。親に売られ、自由を束縛され、廓中にいる間は、娑婆に出たら子供時代の友に合おうとか、兄弟姉妹に会いたい気持ちや親の墓参りもしたいと

思っている。しかし、これらの夢想は廓中にいる時、あるいは、外に出て、初めて夢だつたと悟る。彼女達の辿る道は、廓中に戻り働くか、廓で働いていて、今は違う場所で住んでいる廓女の近所に住むことになる。

四 ある娼妓の生活史

『昭和遊女考』¹²と云う本に出会ったのは随分前だった。いま改めて奥付を見ると、一九八九年の発行だから、十六年前になる。著者の竹内智恵子は、聞き書きにより、遊女の生活を食事・歌・借金・友人・人形などを題材に描きだしていたのが印象に残っている。遊女関係の本と云えば、浮世絵をヒントに簡単な説明が付いていたり、廓の一般的な説明を繰り返している。遊女達が、どうして年季が明けてもやめないのか、また、日々の楽しみ、宗教や友達の関係が、どのようになっているのか、知りたい事が、書かれていないのが常だった。この本を読んでから痛痒が、いくぶん治まったような気がした。

手元にある史料¹³に目を移すと、大正二年十月から始まり、大正四年九月までの二十三ヶ月の記録で、娼妓揚代、遊客名並びに経費が記載されていた。文書に記入されている事項を一瞥すると、遊客名、惣揚代金、花数、元利金、新借入金、本人取得金、席手数料金などが並んでいる(表1)。一目みて意味がわかる、蛇足を恐れず簡単な説明を付す。

遊客名は、云つまでもないが本名や通称名、ときたま、ふざけた珍奇な名前を記入する者がいる。惣揚代金は、日々客を取り、一ヶ月の惣花数と一本の線香代金を乗じた金額である。花数は、線香一本の代金、代金は時代と共に変化する。つまり、客は娼妓との時間が線香十本とか十五本によつて計測され、線香一本が花数（一本）と同じである。元利金は、娼妓稼業契約証書を交わすきっかけにもなった借入金である。借入金を返済するために働くことになる。新借入金は、娼妓の親が借金の申込み、娼妓本人が病氣などにより金が必要になり借金を申し込むことになる。本人取得金と席手数料金は、花代金一本を、席主が四銭本人が七銭の比率を持って、惣揚代金に乘じる。これも、時代により十一銭が四銭と七銭、十五銭が五・八銭と九・二銭になり、さらに六銭と九銭になつていく。

花一本が十一銭の勘定だから、花が増える程、客と一緒にいる時間が長い。従つて、収入も増加し、借入金の返済が進むことになる。ところが、現実には厳しく本人が病氣になり、医薬品などの金が必要となり、前借りし借金が増える。

石井の娼妓稼業契約証書が不明だから、年季・契約した月日がわからない。笠谷が営業している貸座敷業と契約した女性の年齢は、二十代が中心だから、たとえば二十五歳として、五年契約で三十歳が年季明けになる。大正二年十月に二百円近い借金があり、十一ヶ月で五十円を返済している。このペースでいくと四年はかかることになる。

一体、遊郭と名の付く場所は、鬼が棲む場所なのか、慈悲など持ち

合わせていないのだろう。石井は笠谷と名乗る貸座敷業を営む業者と契約した。

石井が稼いだお金は、全部手元に残ると思ひこんでいたが、一部分しか手元に残らないようになっていた。それも、その筈で娼妓にかかる直接経費は、賦金・食費・浴湯費・衣装代及び損料・寝具損料・理髪費・諸消耗品・席費・廓費・利子・内借入金などで、賦金は廓にかかる税金で、遊女も支払い対象になっている。これは、『大阪府布令集三』⁽¹⁴⁾によると、明治十三年四月十五日営業税雑種税中種類制限ノ改正、幫間芸妓壹ヶ年金四拾貳円以内。明治十三年七月十三日営業税雑種税賦課規則改正、芸妓八月税上等金三円五拾銭、中等金三円、下等金貳円五拾銭ヲ賦課ス。明治十三年八月十日娼妓席貸営業規則、第五項営業鑑札所持中八每一月ノ賦金、左ノ如シ、一金三円、娼妓。明治十四年六月二十五日娼妓並席貸賦金徴収規則、娼妓一ヶ月賦金三円五拾銭。明治十六年六月十六日区部営業税雑種税課目課額、芸妓一ヶ月税金四円、二一ヶ月税金三円となつている。以後、大正年間まで続くことになる。

食費については、朝昼晩と一日三食ある。浴湯費は、文字通り風呂のことで、遊廓内に設置してあり、毎日化粧前に入浴する。大正元年の入浴料は、三銭、同六年で四銭だから、廓内の浴湯費は安いと云える。理髪費は頭髪の手入れ代。理髪料金⁽¹⁶⁾についても同様で、大正三年で二十銭、同九年で三十銭となっている。ただ町の理髪は散髪・顔剃りなどが含まれているが、廓では、ちょっとした髪を直しとか、

席 費	廓費	利 子	合計金	本人取得金	内 借 入 金	差 引 き 元金に入れ	
8 円35銭	80銭	2 円47銭	32円 8 銭	42円56銭		10円48銭返金	
1 円98銭	80銭	4 円68銭	12円銭	6 円93銭		5 円 7 銭不足	右不足分八 大正 4 年10 月分ニテ返 金ス
8 円25銭25	80銭	2 円34銭	34円70銭	50円96銭	16円27銭薬代	返金ナシ	
10円	80銭	2 円34銭	37円70銭	47円32銭	2 円 8 銭薬代	7 円54銭返金	
10円	80銭	2 円20銭	11円10銭	63円84銭	3 円74銭薬代	19円也返金	
10円	80銭	2 円 2 銭	39円40銭	53円40銭	4 円也薬代	10円也返金	
10円	80銭	1 円89銭	35円18銭	36円96銭	1 円78銭薬代	返金ナシ	
10円	80銭	1 円89銭	33円40銭	30円59銭		2 円81銭不足	右八 1 月引 ニテ返金
10円	80銭	1 円89銭	34円97銭	35円91銭	94銭薬代	返金ナシ	
10円	80銭	1 円89銭	35円18銭	36円96銭	1 円78銭薬代	返金ナシ	
10円	80銭	2 円89銭	34円97銭	30円94銭		4 円 3 銭不足	右八 1 月引 ニテ返金
10円	80銭	2 円89銭	36円 9 銭	36円54銭	45銭薬代	返金ナシ	
10円	80銭	2 円89銭	37円73銭	44円73銭	3 円薬代	4 円也返金	
10円	80銭	2 円84銭	35円23銭	32円48銭		2 円75銭不足	右金八 1 月 引ニテ返金
10円	80銭	2 円84銭	40円59銭	54円25銭	4 円 7 銭	差引き返金ナシ	
8 円	80銭	2 円14銭	28円35銭	27円58銭		円77銭不足	右不足金八 7 月分ニテ 返金ス
10円	80銭	2 円84銭	36円54銭	34円 2 銭		2 円52銭不足	右不足金 7 月分ニテ返 金ス
10円	80銭	2 円84銭	38円26銭	42円63銭	4 円37銭薬代	差引き返金ナシ	
10円	80銭	2 円84銭	43円74銭	40円60銭		3 円14銭不足	右不足金ノ 内金 1 円84 銭 7 月分ニ テ 返 金 ス 残り 1 円30 銭不足は10 月分ニテ返 金ス
10円	80銭	2 円84銭	48円23銭	48円23銭		円銭	差引き返金 ナシ
10円	80銭	2 円84銭	36円73銭	41円86銭		5 円13銭返金ス	差引き返金 ナシ
10円	80銭	2 円84銭	35円銭	33円32銭		1 円68銭不足	右金大正 4 年11月分ニ テ返金ス
10円	80銭	2 円84銭	35円84銭	37円46銭 3 厘		1 円62銭 3 厘	

表 1

年 号	賦 金	食 費	浴湯費	衣装代 及損料	寝具損料	理髪費	諸消耗品	通信費 其他雑費
大正2年10月	1円40銭	5円15銭	50銭	8円51銭	2円20銭	50銭	2円20銭	
大正2年12月	円38銭6口	1円38銭	10銭	1円38銭	60銭	10銭	円60銭	
大正3年1月	1円55銭25	5円75銭25	50銭	10円25銭	2円50銭	50銭	2円50銭	
大正3年2月	1円90銭	7円	60銭	9円46銭	3円	60銭	2円	
大正3年3月	1円90銭	7円	60銭	12円	3円	60銭	3円	
大正3年4月	1円90銭	7円	60銭	10円68銭	3円	60銭	2円80銭	
大正3年5月	1円90銭	7円	60銭	7円39銭	3円	60銭	2円	
大正3年6月	1円90銭	7円	60銭	6円11銭	3円	60銭	1円50銭	
大正3年7月	1円90銭	7円	60銭	7円18銭	3円	60銭	2円	
大正3年8月	1円90銭	7円	60銭	7円39銭	3円	60銭	2円	
大正3年9月	1円90銭	7円	60銭	6円18銭	3円	60銭	2円	
大正3年10月	1円90銭	7円	60銭	7円30銭	3円	60銭	2円	
大正3年11月	1円90銭	7円	60銭	8円94銭	3円	60銭	2円	
大正3年12月	1円90銭	7円	60銭	6円49銭	3円	60銭	2円	
大正4年1月	1円90銭	7円	60銭	10円85銭	3円	60銭	3円	
大正4年2月	1円90銭	5円	40銭	5円51銭	2円50銭	40銭	1円	
大正4年3月	1円90銭	7円	60銭	6円80銭	3円	60銭	3円	
大正4年4月	1円90銭	7円	60銭	8円52銭	3円	60銭	3円	
大正4年5月	1円90銭	7円	60銭	8円12銭	3円	60銭	2円80銭	6円8銭薬 代及び小使
大正4年6月	1円90銭	7円	60銭	9円64銭	3円	60銭	2円20銭	9円65銭薬 価代及び小 使
大正4年7月	1円90銭	7円	60銭	8円37銭	3円	60銭	1円62銭	
大正4年8月	1円90銭	7円	60銭	6円66銭	3円	60銭	1円60銭	
大正4年9月	1円90銭	7円	60銭	7円40銭	3円	60銭	1円70銭	

シェーピングぐらだから、費用はかからなかった。

衣装代及び損料は、大正時代だから着物が対象となる、襦袢・帯・細ひも・足袋など、損料については、衣装に係るものを借りていた。この衣装は注意しなければならぬ、高価な衣装を買わせて、借金を嵩まし、年季をあげにくくしている。寝具損料については、布団や布団カバー、枕などの寝具を借りている。諸消耗品も口紅や刷毛、紙代など日常使用するもの。

席費については、お座敷にかかる費用の内、幾分かを積み立てていた。

大正二年十一月に娼妓の石井が、病気になる。この月の売上げはない。この影響は同年十二月にも出ていて、労働日数は少なかった（表2）。このため、労働日数に連動している〈賦金〉〈浴湯費〉〈寝具損料〉〈理髪費〉〈席費〉などは他の費用と同じように変動しているが、〈廓費〉は変化していない。大正三年一月の石井は、一月十七日に入院して同二十三日まで休み、二十三日に退院した。つまり五日間休んだわけである。〈賦金〉〈食費〉〈浴湯費〉〈寝具損料〉〈理髪費〉〈席費〉の六項目を見ると、〈浴湯費〉は一日二銭¹⁵、五日間として十銭となる。

〈寝具損料〉も一日十銭だから、五日間で五十銭となる。〈理髪費〉も〈浴湯費〉と同じ、〈席費〉は一日あたり三十三銭三十三になるが、実態は不明である。〈賦金〉は廓にかかってくる税金だから、本来廓の経営者が支払うべき性格のものである。それを娼妓の頭数に振り分けている。

〈食費〉も一日あたり二十三銭三十三になるが、単純に平均化していない。廓の計算として一ヶ月七円として、三十日・三十一日でもそれなりの賄いをしていた。食事内容のいい日もあれば、一日一食の日もある。五円七十五銭二十五の勘定は石井が食べた美費である。

五 娼妓の誕生

風呂敷きに包まれた粗末な着物は、母親が自分の晴着を仕立て直し娘に持たせたものである。娘が着ている着物の裾は、膝がやっと隠れるくらいで、姉からのお下がりだから丈も短い。中年の男に連れられて大阪にやって来た。着いた場所は、西区の新町である。

江戸時代には、新町廓と云われた有名な所である。維新後は名前を変えて、〈貸座敷業〉として営業している。仕事の内容は維新前と変わらない。

手元に戸籍謄本と娼妓稼業契約証書があり、九名の娼妓の条件を並べて見ると、娘を売らなければならない親の無念と、何も言えずに娘の心情があつた。

1 花名は〈みどり〉と云う。昭和三年七月二十三日の娼妓稼業契約証書を見ると、公正証書借用金額千六百五十円で売られたことになる。昭和二年同四年の銀行員の初任給は七十円、大正十五年から昭和十二年の公務員の初任給は七十五円である。年に九百円、賞与は別である。公務員の初任給からみると二倍に及ばない。期間は五

表 2

	石井の労働日、なしは客がなかった日
大正2年10月	[] 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24
大正2年11月	[] 26 27 28 29 30 31
大正2年12月	書類なし
大正3年1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17入院 [22日まで休み] 23退院 24 25 26 27 28 29 30 31
大正3年2月	1 2 3 4 5 6 7なし 8 9なし 10なし 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28
大正3年3月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
大正3年4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24なし 25 26 27 28 29 30
大正3年5月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10なし 11なし 12 13 14 15 16 17 18 19 20なし 21 22 23 24 25休み 26 27なし 28なし 29なし 30 31
大正3年6月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16なし 17 18 19 20なし 21なし 22 23 24 25 26 27 28 29 30
大正3年7月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 なし 17なし 18 19 20 21 22 23なし 24 25 26 27 28 29 30なし 31
大正3年8月	1 2 3 4 5 6 7 8なし 9 10なし 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21なし 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
大正3年9月	1 2 3 4なし 5 6 7 8 9 10 11 12 なし 13 14 15 16 17 18 19 20なし 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
大正3年10月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14なし 15 16 17 18空白 19 20 21 22なし 23 24なし 25 26なし 27 28 29 30 31
大正3年11月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
大正3年12月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18なし 19 20 なし 21 22 23なし 24 25 26 27 28 29 30 31
大正4年1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21なし 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
大正4年2月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19なし 20 21なし 22 23なし 24なし 25 26 27 28
大正4年3月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
大正4年4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
大正4年5月	1 2 3 4 5 6 7 8なし 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20なし 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
大正4年6月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22なし 23 24 25 26 27 28 29 30
大正4年7月	1 2 3 4なし 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19なし 20 21なし 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
大正4年8月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12なし 13なし 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27なし 28 29 30なし 31
大正4年9月	1 2 3なし 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 []

※ [] は史料が欠けている。

年、花代十五銭のうち、娼妓の取り分は九銭二厘、借入金利子は月一分二厘となっている。

2 花名は〈音丸〉と云う。娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額千八百五十円で売られた。期間は五年、花代十五銭のうち、娼妓の取り分は九銭二厘。

3 花名は〈貞奴〉と云う。娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額千八百円で売られたことになる。期間は五年、花代十五銭のうち、娼妓の取り分は九銭二厘。

4 花名は〈豊子〉と云う。娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額八百円で売られ、期間は四年六ヶ月、花代十五銭のうち、娼妓の取り分は九銭二厘、公正証書借入金利子は月一分二厘五毛。

5 花名は〈君子〉と云う。娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額千四百円で売られ、期間は五年、花代十五銭のうち、娼妓の取り分は九銭、公正証書借入金利子は月一分二厘五毛。

6 花名は〈勇〉と云う。娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額千六百円で売られたことになる。期間は五年、花代十五銭のうち、娼妓の取り分は九銭、公正証書借入金利子は月一分二厘五毛。

7 花名は〈初江〉と云う。娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額七百円で売られた。期間は五年、花代十五銭のうち、娼妓の取り分は九銭二厘、公正証書借入金利子は月一分二厘五毛。

8 花名は〈花里〉と云う。娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額千五百円で売られたことになる。期間は五年、花代十五銭のうち、娼

妓の取り分は九銭二厘、公正証書借入金利子は月一分二厘五毛。

9 花名は〈此花〉と云う。大正七年一月十九日の娼妓稼業契約証書を見ると、借入金額六百二十五円で売られ、期間は五年、花代十一銭のうち、娼妓の取り分は七銭、更に大正八年五月十七日に六百円を借り、続く大正八年九月十一日に九百円、大正九年十一月に五百円と二年十ヶ月で借金が二千六百円を超えてしまった。まさしく無情な親である。

- (1) 大阪市『大阪市史第五』清文堂、昭和四十年
- (2) 佐古慶三『大阪町名考』関西信託、大正十五年
- (3) 蘇武緑郎『浪花遊里風俗篇』大鳳閣書房、昭和六年
- (4) 大阪市『大阪市史第一』清文堂、昭和四十年
- (5) 大阪市『大阪市史第二』清文堂、昭和四十年
- (6) 垣貫一右衛門『商工技芸浪華の魁』明治十五年
- (7) 堀部朔良『大阪穴探』堀部朔良、明治十七年
- (8) 上方郷土研究会「郷土研究上方28号」創元社、昭和八年
- (9) 竹内智恵子『鬼追い』未来社、一九九〇年
- (10) 竹内智恵子『鬼灯火の実は赤いよ』未来社、一九九一年
- (11) 竹内智恵子『娼妓恋とり』未来社、一九九二年
- (12) 竹内智恵子『昭和遊女考』未来社、一九八九年
- (13) 『娼妓文書』大阪商業大学商業史博物館
- (14) 大阪府史編集室『大阪府布令集三』大阪府、昭和四十六年
- (15) 週刊朝日編『値段史年表明治・大正・昭和』朝日新聞社、昭和六十三年
- (16) 週刊朝日編『新・値段の明治大正昭和風俗史』朝日新聞社、平成二年